

西国筋郡代寺西元榮の徒罪認識と人足寄場改革案

——老中水野忠邦への上申書を素材として——

神 崎 直 美

はじめに

徒罪は、犯罪者を拘禁して、強制労働を科しながら、教化・改善を促す刑罰である。この刑罰は、従来の研究においては、教化・改善を体現した点が、高く評価されてきた。熊本藩の徒刑（徒罪）は、その先駆けであり、かつ典型として著名である。尤も、近年、諸藩の採用例についても、積極的な教化・改善を欠き、むしろ労働力の補填としての面を重視した事例が確認されている。徒

罪を教育的要素を有する刑罰とみなす従来の定義は、再検討すべき時期にきている。

ところで、近世に生きた人々は、徒罪をどのように認識していたのだろうか。これまでに、徒罪認識については、水戸藩士であり優れた農政者として名高い小宮山昌秀（後に楓軒と号す）について分析を試み、さらに、当藩藩主徳川斉昭について、少しではあるが紹介をしたことがある。しかしながら、現状では、この課題について、未だごくわずかな事例を指摘するにとどまっている。^{〔1〕}

そこで、本稿では、近世を生きた人物の徒罪認識の一例として、西国筋郡代の寺西元榮（以下、主として元榮

もとなが

と略記する)の場合を検討してみたい。元栄の徒罪認識を検討することを目的とした論文はこれまでにないが、元栄が徒罪について発言していたことは、南和夫氏や藤田覚氏の研究から、窺い知ることができる。

両氏は、共通する事柄から、元栄と徒罪についてふれておられる。それは、水野が諮問した人口問題についての解決策として、生國から江戸に出てきて、当地に定住してしまった多数の下層民の処置に関するもので、元栄が人足寄場の拡大案を提言した一件である。

南氏は、『幕末江戸社会の研究』の「幕府の江戸人口過密化対策」のなかで、「その処置としては人足寄場の仕法を拡大することである。海外の国では徒罪と称して土木その他日用の夫役に使用している」と記しておられる⁽²⁾。藤田氏は、『大江戸世相夜話』の「談合体質の根深さ」という箇所で、「人足寄場の設置目的を拡大解釈して収容し、海外諸国でおこなわれている「徒罪」のように土木工事や雑用に使ってはどうか、という提言」をしたと指摘している⁽³⁾。

実は、これらの著作で、南氏と藤田氏が指摘された元

栄の上申書には、両氏が著作に示された部分以外にも、元栄の徒罪認識を示す興味深い記述がある。そこで本稿は、これら先学の著作に導かれ、両氏が示した史料をさらに詳細に検討して、次の点を明らかにしたい。まず、幕臣であり地方官を勤めた元栄の徒罪認識の淵源は何によるのか、ということである。次に、元栄は徒罪そのものを如何なるものと認識していたのかということである。さらに、元栄は徒罪を応用して、人足寄場に対し、どのような新たな提案を試みたのかということにも、ふれておきたい。

(1) 小宮山昌秀(楓軒)の徒罪認識については、拙稿「水戸藩士小宮山昌秀の徒罪認識とその背景」(『中央史学』二十二号、平成十一年)で、分析した。徳川斉昭の徒罪認識については、「徳川斉昭のひとりごと—蔵書の余白の書き込みから—」(『國學院大學日本文化研究所報』No.二一八、平成十三年)でふれている。但し、後者は収録の都合上、エッセイの体裁としてまとめた短文である。齊昭の徒罪認識については、いざれ論文の体裁として再構成したく思っており、今後の課題である。

(2) 南和夫『幕末江戸社会の研究』一三八頁(吉川弘文

館、昭和五十三年）。なお、「幕府の江戸人口過密化対策」のうち、当該部分の第三節「諸代官への諮問とその返答」は、北島正元『幕藩制国家解体過程の研究』

（吉川弘文館、昭和五十三年）に収録した「江戸人口の過密化対策」に、新たに加筆を施したものである。

(3) 藤田覚『大江戸世相夜話 奉行、髪結い、高利貸し』（中公新書・七二三、一〇〇三年）一一六頁。

一 寺西元栄と上申書およびその背景

まず、寺西元栄についてふれておこう。寺西元栄とは、近世後期の西国筋郡代を勤めた人物である。⁽¹⁾ 藏太、⁽²⁾ 隆三郎とも称す。元栄は、幕府代官としてたいへん著名な封

⁽³⁾ 元の子である。文化十一年（一八一四）から代官見習い

を勤め、父の管轄地である陸奥国白川郡塙陣屋・同国磐

前郡小名浜陣屋を担当する。その後、文政十年（一八二

七）に父が死去したことを契機に、桑折代官に就任して

民政に貢献する。元栄は、小児育成や半田銀山の延普請

などにより、幕府から報償されている。当地での功績が

幕府から評価されて、天保七年（一八三六）十二月に西

国筋郡代を命じられ、翌八年（一八三七）から豊後国日

田の陣屋で、豊後・豊前・日向の幕府領を支配することとなる⁽²⁾。

右のように元栄は、父封元と同様に民政に優れていたことで知られる。それに加えて、教養豊かな人物でもあり、とりわけ国学に通じていた。陸奥国の代官に在任中は、本居太平門下の社中に参加していた。代官であり儒者としても著名な羽倉外記用九（簡堂）と、親しい交流があつたという。西国筋郡代として日田に居住してからは、当地の碩学広瀬淡窓とその弟である旭莊とも交流があつたという。

元栄が学問好きで、殊更に読書好きであった様子は、広瀬淡窓が「懐旧樓筆記」に、「藏太君ハ文学アル人ナリ。尤モ和学ヲ好ミ玉ヘリ。（中略）先明府（筆者注：元栄のこと）ノ曰ハク。予ハ不才ナリト云ヘトモ。読書ヲ好ムコト。天性ナリ」と記していることから窺える。

但し、西国筋郡代として活躍した期間は、短かった。

天保九年（一八三八）十月に中風を発病し、勤務は続けたものの、同十一年（一八四〇）十一月に亡くなつたといふ。しかしながら、墓碑には死去した年次を、同十二

年（一八四一）六月と記してあるという。いずれにしても、わずか三年半の西国筋郡代としての勤務であった。しかも、病氣に倒れたこともあり、陸奥にいた時のように辣腕をふるう機会には、恵まれなかつた。

なお、元栄亡き後、その子息である直次郎が西国筋郡代に就任するが、同十三年（一八四二）八月から、かつてその祖父と父が勤めた塙代官に転じ、その後、駿府・久美浜代官に着任している。寺西家は封元以来、三代に亘り幕府の地方官を勤めた家であった。

幕臣であり、有能な地方官である元栄の徒罪についての認識は、彼が作成した上申書から窺うことができる。この上申書を提出した経緯や、その内容については、南氏と藤田氏が既に紹介されているが、若干の補足を加えつつ、次に説明しておきたい。

元栄の上申書は、天保九年（一八三八）五月に作成された。これは、老中水野忠邦の要請に答えたものである。老中水野は、当時社会問題であった城下町江戸の人口増加、および人口の減少に悩む農村の増加という、人口のアンバランスの解消策に苦慮していた。この人口の格差

を是正するための方策を、天保九年閏四月に、勘定奉行を通じて代官らに募ったのである。⁽⁶⁾

上申書を募る目的については、代官に「在々人別増方、御府内人別減方取締之儀、見込之處」を計つたものと記してあり、これについて各自の意見を「無覆臓取調」という。続いてこの件について、「早々可被申聞候事」とあり、早急に意見の聴取を求めていた様子が窺われる。水野は、この問題を少しでも早く解決したいと切望していたのである。

それに対しても、多くの上申書が、勘定所を通じて水野の元に寄せられた。元栄の上申書もその一つなのである。現在、これらの上申書は、旧幕府引継書「市中取締類集」旧里帰農之部に、収載されている。⁽⁷⁾ このなかには、「向方取扱御代官申上候帰農一件」と題した、三十四人の代官による三十四点の旧里帰農策に関する上申書が収録されている。上申書の作成者は、伊奈半左衛門、羽倉外記、江川太郎左衛門、竹垣三右衛門など、名だたる幕府の地方官たちである。

上申書を作成した年次は、天保九年閏四月から翌同十

年（一八三九）六月の間である。最も早く作成された上申書は、青山九八郎と大原左近の場合で、天保九年閏四月であるが、同年五月に作成されたものが最も多く、それに翌月六月に作成したものが次ぐ。同年五月と六月に作成したものが、全体の半数を越えている。

元栄の上申書は、同年五月に作成されたものである。つまり元栄は、水野の意をうけて、直ちに意見を寄せた者の一人なのである。この上申書は、収録されたものなかで、最も長文である。なお、三十四点の上申書のうち、旧里帰農の解決策として、徒罪についてふれているのは、元栄が唯一である。

尤も、徒罪を旧里帰農策として、有効なものと捕らえる認識は、一般的なものではないだろう。したがって、元栄の認識は、地方官のなかでは異例なものといえるかもしれない。とはいって、彼がこれらをどのように認識していたのか、次に具体的に明らかにしてみたい。

(1) 寺西元栄について、独自にまとめた成果は極めて少ない。最もまとまつたものは、金沢春友『西国筋郡代と広瀬淡窓』（大盛堂印刷出版部、昭和四十七年）で、

三〇頁と八八〇一〇一頁に元栄についての記述がある。この著作は、元栄に関して、広瀬淡窓が著述した「懐旧樓筆記」などから明らかにしている。「懐旧樓筆記」は、『増補淡窓全集』上巻（日田郡教育会、大正十四年、昭和四十六年に思文閣が復刊）に収録されている。同書には五六六・七頁、五八六・七頁をはじめ、元栄についての記事が散見し、両者の親父を窺うことができるのである。それ以外の著作・論文としては、父封元に関する研究、および支配地についての説明などの中から、元栄についての記述がわずかに窺い知れる程度である。

以下に、元栄に関する記述がある著作・論文の該当部分を示しておく。金沢春友『寺西代官民政資料』（柏書房、昭和四十七年）七頁、三三二頁。この著作は同著『寺西代官治績集』（豊郷土史刊行会、昭和五年）を復刻したものである。伊藤武雄「代官寺西重次郎墓所記」（『苔掃』第十卷第四号、昭和十六年）一二二・三頁。金沢春友『農山村社会経済史』（富貴書房、昭和三十年）十七・二十頁。村上直『天領』（人物往来社、昭和四十年）四六三・四頁。菅田宏『寺西封元』（福島人物の歴史、第五卷、歴史春秋社、昭和五十二年）一七五・八頁。地誌としては、千原古泉『豊後日田永山布政史料』上・下（昭和十一・十二年）上一六〇頁・下一・五頁、『福島県史』第九卷資料編四近世資料二（昭和四十年）三三〇頁、『福島県史』第八卷資料編三近世資料一（昭和四十年）一〇三〇頁、『福島県史』第二十と広瀬淡窓』（大盛堂印刷出版部、昭和四十七年）三四八

頁、『福島県史』第三卷通史編三近世二（福島県、昭和

とある。

和五十年）六頁、四四三頁。村上直校訂『江戸幕府郡代代官史料集』（近藤出版社、昭和五十六年）『県令譜』三八五頁、四四六頁。西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』（岩田書院、平成十三年）三七四頁などがある。なお、元栄の上申書については、本章注（5）の南和夫氏と藤田覚氏の研究に記述があり、元栄の意見を知ることができる。

西国筋派に任命された年（およそ当地に転任した年）は、誉田宏『寺西封元』一七四〇五頁、村上直校訂『江戸幕府郡代代官史料集』（近藤出版社、昭和五十六年）「県令譜」四四六頁による。

(3) 『增補淡窓全集』上卷「懷旧樓筆記」卷四十四、五八

〔北村源翁全集〕〔卷一 情入枯筆譜〕卷四一四五八
六〇七頁。この部分は、天保十二年十二月一日の条で、

淡窓が元栄について回顧した記述である。なお、当該

部分は、金沢春友『西国筋郡代と広瀬淡窓』(一〇〇)。

(4) 一頁 柄上画『元領』四六三、四頁に紹介されている

病に倒れた年および没年は、金沢春友『西国筋郡代七玄類談窓』八八頁、九三頁、九八頁、菅田宏『寺西

〔樹元〕一七六頁、《增補談窓全集》上卷「壞田」筆記一
八八頁、九三頁、九八頁。譽田宏「寺西

卷四十三、五六六頁（當該部分は天保十二年五月二日）

三日の條)で、「去ル十一月二日ヲ以テ卒シタマヘリ」

(8) 青山九八郎の上申書は、旧幕府引継書「市中取締類集」に旧里帰農之部、二四三に収録してある。この年記

（） 国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書「市中取締類集
旧里帰農之部 二四一一二四四。旧里帰農之部は、本
來は一冊本だったが、後世の裏打修補時の改裝により、
現在は四冊本となっている。なお、日本マイクロ株式
会社（現在のニチマイ）によるマイクロフィルムでは、
旧里帰農之部は、第一集のリール番号一三一に相当す
る。

〔6〕
『幕末御触書集成』第二卷、二

『幕末御触書集成』第二卷、三一五頁、史料番号一六〇

八一、岩波書店、平成四年。この史料は、天保九年閏

四月十一日の年記を持つ。同じ史料が、荒井顕道編・

瀧川政次郎校訂『牧民金鑑』下卷（誠文堂新光社、昭

和十年、刀江書院が昭和四十四年に復刊) 一三九頁に

も収載されている。なお、この水野が発令した書類を、

寺西は上申書の冒頭に組み入れ、その後に自論を展開していふ。

は、上申書の文末に「戌閏正月」とあるが、この成年である天保九年の閏月は四月であり、明らかに誤記である。おそらく上申書の原本から、旧里帰農之部に収録する折に、誤写したものであろう。なお、大原左近の上申書は、右同書の二四四に収録されている。

二 徒罪認識の淵源

寺西元栄の徒罪に関する認識を伺うことができる上申書は、前述したように旧里帰農之部に収載された上申書のなかで、最も大部なものである。それゆえか、大部分の上申書が一紙文書の体裁で提出されたのに対して、寺西の場合は体裁を冊子に整えて、それに懸紙をかけて提出している。冊子の表紙には、「戸籍之儀ニ付、愚存書」と表題を記し、「西国筋郡代寺西蔵太」と署名している。作成年次は、文末に「戊五月」とのみ記してあるが、その記載のすぐ上に、朱筆で「天保九年」と市中取締類集を編纂した折に書き込んだ注記がある。

上申書は、前書と六カ条からなる。徒罪については、第三条と第六条でふれているが、主たる記述は第三条で

ある（以下、本稿において、上申書を引用した場合、とくに注記なき場合は、第三条についてである）。

徒罪については、「海外之国々ニ而徒罪与名付」、および「近頃ニ而も、徒罪之法者、細川越中守方ニ而行ひ候処」とある。まず、前者である。ここでいう海外とは、

当時海外と認識した中国のことであろう。中国の何時の王朝の徒罪なのは、ここではふれていないが、中国では

古代以来、明・清に至るまで諸王朝の刑罰に、五刑の一つとして、徒罪を導入している。國々とは、中国歴代王朝で採用していたということを、指しているのであろう。

元栄が、中国の徒罪という刑罰を認識するには、方法としては次の可能性が考えられる。書物で知るところとなつたか、または当時の為政者層の伝聞としてか、もしくはこの両者とも考えられる。これらのいずれなのかは、確認する術がないが、あえて引書を示さなかつたのは、天保九年当時の為政者層では、中国が徒罪を採用していたことは、共通認識であったからと、推察できる。

さらに元栄は、徒罪という刑罰を、本来は中国の刑罰であると認識している。ここには、当時の認識として、

すぐれた文化を持つ中国に誕生した刑罰を、良きものとみなす意識が根底に存するのである。

ところで、前述したように、元栄が中国の徒罪を知り得た淵源については確定することはできないが、当時の為政者層において、中国の徒罪として認識しているのは、明律の五刑の一つである徒刑が最も一般的である。では、明律の徒刑とは何如なるものであろうか。そこで、徒罪認識の淵源の可能性の一例として、当時の明律研究の成 果である高瀬喜朴著『大明律例譯義』から、徒刑についての記述を、次に示しておこう。⁽¹⁾

徒刑（づけい）五

徒「ト」は奴「ト」なり。つかひものとなして、辱「ハツカシ」め辛苦されることなり。作事方へやりて、色々の事につかひ、又罪の重き者は、銅鐵をぶかせ、鹽をやかせなどする也、平人にもされず、且又辛苦するために、縗といふ足かせをさせて、働かする也、罪により徒の年數をさだめ、夫「ソレ」により杖の數かはりあり、ミな杖にてうつて、後つかふ事なり。

右によると、明律の徒刑は、対象者に辱しめと辛苦を与えることを眼目とした、厳しい労役刑である。その過酷さは、辛苦を与えるために、足かせを付けて労働させることから、顕著に窺われる。極めて応報的な刑罰であ

り、そこには教化・改善という要素は微塵も見られない。したがって、元栄ら当時の為政者層は、中国の徒罪を、過酷な労役刑として認識していたものと思われる。

一方、細川越中守の下で実施した徒罪についてである。これは、肥後国熊本藩が、細川重賢藩主時における宝曆の藩政改革の折に、司法改革の一端として採用した徒罪のことである。熊本藩では徒罪のことを「徒刑」とも称している。当時、日本国内の諸藩で採用している徒罪、および徒罪とは称さずともそれに相当する刑罰がいくつか採用されているが、元栄は上申書では熊本藩の徒罪のみを指摘している。

元栄は、熊本藩の徒罪について、当時著述されていた書物、および世間での評判からその実態について認識していた。上申書には、著作名も具体的に記している。その当該部分は、当藩における徒罪の採用と熊本藩の善政を共に説明する箇所である。それは、「是者銀臺雜話、肥後物語与外題仕候写本ニ、其政事を認有之、(中略)徒罪之儀、其外(筆者注:ここでいう其外とは、引用で中略した部分)宝曆の藩政改革が優れた策であったとい

う記述一を指す) 式書之内二者、御取用ニ相成候儀とも、可有之奉存候」という記述である。元栄は、熊本藩の善政についてまとめた『銀臺雜話』と『肥後物語』という著作に、徒罪を採用していったことが記してあるというのである。

確かに、『肥後物語』という書物は存在する。著者は、福岡藩の儒者を勤めた龜井南冥で、天明元年(一七八一)の序を持つ。その中には、熊本藩の徒罪について説明する記述がある⁽³⁾。しかしながら、問題なのは、『銀臺雜話』という書物である。今日、『銀臺雜話』という書物は見あたらない。これは『銀臺遺事』として知られる書物のことではなかろうか。『銀臺・』という名称を冠する著作がいくつかあるが、そのなかでも熊本藩の時習館教授高木紫溟が撰述する『銀臺遺事』には、徒罪について記載が存するのである⁽⁵⁾。

しかも、『肥後物語』と『銀臺遺事』は、当時、熊本藩主細川重賢の英明と、その改革政治を称える書物として、広く写本として流布していたのである。現在、諸藩の藏書目録などをみると、この二冊が収蔵されていた形跡を、よく目にすること⁽⁶⁾。

なお、当藩の徒罪については、当時、他の書物にも紹介されている。例えば、『肥後経済録』『限本政事録』『肥後熊本聞書』などである⁽⁷⁾。しかしながら、元栄はそれらのなかでも、とりわけ広く流布していた『肥後物語』と、おそらく『銀臺遺事』から、徒罪について知識を得ていた。熊本藩が採用した徒罪は、当時の藩政改革における成功例の一つであった。この二書を明記したのは、元栄が徒罪を人足寄場の制度に応用する説を主張するにあたり、その格好の理由づけとなるからである。

熊本藩の徒罪に関する風評について、元栄は当藩の善政と共に、知ることができた。当藩の藩政改革については、当時の為政者層において広く善政として喧伝されていた。元栄も、陸奥国において代官をしていた時からその旨を周知していたという。これについては、「兼而奥州ニ罷在候節ム承および居候間」と述べている。それに加えて、元栄は西国筋郡代として豊後国日田に赴任することとなり、極めて身近な隣国の様子として認識するという貴重な機会を得たのである。

その様子は、「去秋、当地江引越候以来、隣国之儀故、追々承糺し候処、如何ニも別段之政事ニ而、國中静謐ニ治り、豊穣充実之様子無相違相聞江申候」と上申書に記している。したがって、元栄は当時の為政者層のなかでも、熊本藩の徒罪の実態を、実際に身近に存在するものとしても認識していたのである。

しかもこの徒罪について、「追々居合上下之為ニ相成候趣ニ御座候」と、熊本藩においては、領主、領民双方の為になつたことも伝えている。当時の世間での評価を、そのまま受けとめて記載したということは、元栄もその評価に同感しているのである。ゆえに、元栄も熊本藩が採用した徒罪を評価しており、それゆえに徒罪というものの有効性に、おおいに期待していたことが窺えよう。

ところで、元栄が熊本藩の徒罪を知っていたということとは、徒罪という刑罰を、教化・改善を目指し、さらに実際に改善の効果が期待できるものと認識していたといえよう。『肥後物語』には、出所時に収容時の賃金を生業資金として給付されたことにより「恩恵ヲ感ジ罪ヲ悔ルユヘ人柄ヲ改ルモノ多シトナリ」、『銀臺遺事』にも生業

資金を与えたことにより「前非を悔いて、良民となるものおぼし」とある。⁽⁸⁾ 両書とも、作業有償制や元手の制という藩側の慈悲としての措置により、徒罪囚が心をうたれて改善した様子が記してある。さらに、『肥後物語』には、出所時に出身地の役人を呼び出して、「以後急度相慎むべき由、念頃に申付るなり」と、保護観察を命じていたことも、確認できるからである。⁽⁹⁾

したがって、元栄は中国の徒罪からは、過酷な労役刑としての面、日本の徒罪としては、熊本藩が採用した教化・改善を目指した労働刑という面を、認識していたと思われる。

なお、元栄は、徒罪はこれに服す者にとつては、何如なるものなのかということも若干ではあるが記している。それは、上申書の第六条の「徒罪之新法者、下賤之者江情不叶」という記述である。つまり元栄は、徒罪は対象者にとつては、厳しい処置であると認識していたのである。

(1) 小林宏・高塩博編『高瀬喜朴著 大明律例譯義』(創文社、平成元年)五八頁。

- (2) 天保九年当時、徒罪に相当する刑罰を既に採用していた藩をいくつか例として示しておくと、熊本藩の他に、佐賀藩（徒罪と称す、天明三年「一七八三」）に開始、なお以下、諸藩名の次の（）には、当該刑罰の名称と開始年度を記す）、会津藩（徒刑、寛政二年「一七九〇」）、宮津藩（溜入、文化十四年「一八一七」）、岡山藩（溜長屋入、天保五年「一八三四」）などがある。
- (3) 『肥後物語』の徒罪に関する記述は、滝本誠一編『日本經濟叢書』卷十五（大正四年、日本經濟叢書刊行会五〇九）一〇頁、滝本誠一編『日本經濟大典』第二二卷（昭和四年、啓明社）五四四）六頁、小林宏・高塙博編『熊本藩法制史料集』（創文社、平成八年）の一九七（九九頁などにある。
- (4) 『銀臺』を冠する著作としては、他に『銀臺附録』や『銀臺拾遺』（いずれも『肥後文献叢書』第一巻（歴史図書社、昭和四十六年、これは明治四十二年に隆文館が刊行したもの復刻）などがある。
- (5) 『銀臺遺事』の徒罪に関する記述については、武藤嚴男・宇野東風・古城貞吉編『肥後文献叢書』第一巻、八頁や、『熊本藩法制史料集』の一一二一（一〇二頁に収載されている。
- (6) 『肥後物語』や『銀臺遺事』が広範に流布したのは、諸藩が共通して抱えていた藩政改革を解決するため、その成功例として一種のバイブル的な存在であったものと推測される。
- (7) 『肥後経済録』『限本政事録』『肥後熊本聞書』などの

徒罪についての記述は、『熊本藩法制史料集』に掲載している。『肥後経済録』は右書の一一八六（九頁）、『限本政事録』は一九三頁、『肥後熊本聞書』は一二一五（九頁）である。

- (8) 『肥後物語』の当該部分は、『日本經濟叢書』卷十五の五〇九（一〇頁）、『熊本藩法制史料集』では一九七頁である。『銀臺遺事』の当該部分は、『肥後文献叢書』第一巻の八頁、『熊本藩法制史料集』では一二一二頁にある。
- (9) 『肥後物語』の当該部分は、『日本經濟叢書』卷十五の五四五頁、『熊本藩法制史料集』では一一九七頁である。

三 徒罪の応用－旧里帰農策としての人足寄場改革案－

元栄の上申書は、旧里帰農策として考案されたものである。その中で、徒罪について述べた部分とは、城下町江戸から出生地に帰る旨を促しても帰らない者に対する対策として、人足寄場の制度を拡大して、徒罪の要素を加えようと提言したのである。つまり、旧里帰農の代替策として、人足寄場の制度に徒罪を応用しようとしたのである。この人足寄場改革案については、かつて南氏が

著作のなかで簡単に紹介されたことがあるが、ここではさらにその応用状況を詳細に検討して、その結果、元栄が徒罪のどのような点を、とりわけ注目していたのかとということを明らかにしたい。

まず、寺西が旧里帰農の代替策として、人足寄場改正案を適応しようと考へてゐるその対象とは、如何なる者であろうか。これについては、「江戸當時市中之戸籍を改（中略）、主人_{并當}人才覚_ニ而本国江罷帰度もの者、勝手次第帰農為仕、故障申立候もの者、人足寄場江召聚」とあることから、城下町江戸で戸籍改めを行い、出稼者を明らかにして、その者たちに出身地に帰ることを促したが、それでも帰ることを拒否した者のことである。

さらに、「一旦帰業を迫候もの共者、多分百姓二者相成兼候者ニ御座候而」とあるように、帰郷を促されるような者たちは、元来農業に従事できない者である。ここでいう農業に従事できない者とは、自らを律して地道に勤勉な生活を営むことができない怠惰な性格の者のことである。右に続いて、「ケ様之類者、其生質ニ応し候御處置被成下候外者、有御座間敷候」とある。すなわち、

さて、元栄はこの実施に際しては、従来の人足寄場に対象者を集めることとなるが、収容しきれないようであれば、新たに別の場所に収容施設を増設しようとしてい

このような者たちには、その性質に応じた処置をする以外方法はないという。

その方法として元栄が提案したのが、人足寄場に徒罪を応用した策である。これについて、「其御處置者、人足寄場之仕法を猶おしひろめ、海外之國々ニ而徒罪与名付、土木之事、其外日用之夫役ニ召仕候如く」というように、当時の人足寄場の制度を基本としたうえで、さらに新たな点を加えるという。新しい点とは、その対象者が従事する労働を、徒罪のように土木工事や日用の労役をさせるということである。

つまり、元栄は徒罪に関して、その労働を重視していることが、顕著である。徒罪が持つ様々な要素のうち、労役刑という面を強く認識しているのである。労働力を新たな型で補填する策として、対象者を利用しようと考えたのである。したがって、労働力の有効利用策ともいえよう⁽²⁾。

る。これについては、「人足寄場江召聚<sub>寄場毫ヶ所ニ而行届
不申候ハハ、別段場
可有之</sub>」から明らかである。

労働は、従来通りの人足寄場での労働に加えて、新たに武家や町屋での日用の使役、および諸人足としての労役を提案している。武家や町屋での日用の使役とは、「日用ニ雇度旨申出候ハハ、武家・町家ニ不限」というように、武士や町屋が働き手を希望した場合に、人足寄場に収容していた対象者を年季奉公させるものである。つまり、武家の場合は中間・小者として雇うのである。これについては、「武家之中間・小ものニ御割渡有之（中略）三年・五年与年季を相定召仕ひ」とある。

武家奉公人として雇用する場合、その費用は「惣而、其宛行者寄場江請取候ハハ、諸雜費者、其内ヲ融通出来可申候」というように、寄場が奉公先に支払ったもので対応する。さらに、「壹ヶ年宛行、何程与相定、寄場奉行江受取、当人とも江者湯錢・小遣而已相渡」というように、雇い主は寄場から一年ごとの対象者の生活費を受け取り、対象者には湯錢と小遣だけを渡そうという。

尤も、対象者の労働態度は様々な場合が想定される。

「譜代同様ニ相成候もの者、主人々々之願次第ニ而被下之」というように、対象者がよく働き、譜代の者のようにない出た場合には、その者の身元を対象者に引き渡す。一方、「不奉公ニ而難召仕段申立候ハハ、寄場江引取」というように、奉公に専念できない者は、寄場に戻すという。なお、町屋の場合も、右に指摘した武家奉公の場合に准じるつもりであることが、「町屋ニ而召仕ひ候ものも相願次第、武家同様之仕法ニ而」から明らかである。

諸人足としての労働は、石垣普請や道普請、大工、左官などである。これについては、「諸人足者是而已召仕ひ、往々者石垣・道普請ニ者、此もの共計ニ而相弁候様仕、其外大工・左官等之業も、此等ニ為仕度事ニ御座候」とある。つまり、従来は人足を雇って実施していた普請を、対象者らに代行させようというのである。この目的は、「惣而受負普請被申事を左候ハハ、賃錢も減し、上下之勝手相止申度奉存候（中略）」と相成可申候」というように、幕府が請負普請として、対象者に報酬を支給していたその経費を軽減させるためである。実は、普請費用の軽減については、元栄は既に

別の機会に幕府側に提案していたようである。「此儀者、兼而相含罷在候間、重而奉申上候」という記載から、それが窺われる。

なお、従来通りの寄場としての労働については、「此迄寄場仕法之通、夫々手職・手業、或ひ者往来之普請夫役ニ召仕」とある。収容施設内での手業、または収容施設外で行なう道普請のことである。

以上にあげたように、元栄は人足寄場に関して、その労働について新たな方法を加えることを提案したのである。各労働とその経費の負担について記した後に、「其余者、是迄寄場之取計方、品々規定良法有之候儀与奉存候」と続けている。それ以外については、これまでに人足寄場が実施していた様々な規則や方法によるべきであるという。なお、「良法」という表現から、元栄は人足寄場についても、良い制度として評価していたことが明らかである。

(1) 南氏前掲書、一三八頁。
 (2) 労働力の有効利用という面は、父封元の策が発想の渊源になつた可能性がある。

○九頁、村上直『江戸幕府の代官』(新人物往来社、昭和四十五年。国書刊行会が昭和五十八年に復刻)二一四〇六頁、同『江戸幕府の代官群像』(同成社、平成九年。本書は、『江戸幕府の代官』を大幅に改訂増補したもの)一七一～二頁などによる。この折に、代官所が労働力として身柄を引き取った軽犯罪者の中には、脱走を試みる者もあつたので、その着衣や持ち物は、花輪の模様を染め抜いた生地を用いて、脱走しても一般人と判別できるようにした。この点は、人足寄場の着衣の在り方(柿色の生地に水玉模様の着衣)と類似している。右の村上著作(『江戸幕府の代官』二二一六頁、『江戸幕府の代官群像』一七二頁)によると、移住者による労働力の確保は、松平定信が白河藩主時に実施した策の一つであったという。ちなみに、定信と封元は親交があつたという。なお、封元は旧里帰農策についても、その必要を感じ、提言を行つたり、また領内に実施しているが、いずれも失敗に終つたという。その旨は元栄の上申書の第三条(本稿二〇〇～二二一頁)

おわりに

以上、元栄の上申書を検討してきた。元栄の徒罪認識は、日中両国の徒罪であった。それは、中国の五刑の一つである徒刑、日本の場合は熊本藩の徒罪であった。中國の徒刑が有する過酷な労役刑としての面と、熊本藩の徒罪の特徴である教化・改善という二つの相反する要素を、共に認識していたのである。両面を認識しつつ、元栄が旧里帰農の代替策として提示した人足寄場改革案では、徒罪について、労働—すなわち夫役—という面によりわけ注目しているのである。但し、ここでの労働は、中國の徒刑のような過酷さは排除して提案している。

一方、教化・改善という面については、上申書には全く具体的にふれていない。したがって、元栄は熊本藩の徒罪にみる教化・改善という面については、一顧だにしていないように見受けられるのである。あくまでも、徒罪を労働力の補填という点から評価していたのである。

元栄が人足寄場案に組み入れようとした徒罪の要素とは、彼の既存の知識としての徒罪認識を基に、元栄なりに取捨選択したものだったのである。

ところで、この元栄が提案した旧里帰農の代替策は、帰国要請に従う者はともかく、帰りたくないという者についてはあきらめて、それに対応する一種の妥協策である。出稼人を城下町江戸から、確實に減少させるために、如何にするかという積極的な策ではなく、帰国を促しても従わない者は、労働力として有効利用しようというのも、着想はよいが、消極的な策である。この方法では、一番の目的である城下町の人口減少には限界があり、必ずしも解決に結びつかない点は問題であろう。

さらに、天保九年の人足寄場の事情に目を転じてみよう。天保九年は、経費節減のために、人足寄場の収容人数を減少させる策を実施した年である。⁽¹⁾江戸払以上の者を、人足寄場に収容することを停止したのである。この事実をふまえると、収容者が増加して経費がかかる一方である人足寄場に、新たな対象者をその管轄下に配することは、さらに各自に対する経費がかさむ。これらの費用を人足寄場が負担するのは、現実としては極めて困難

であることは、間違いなかろう。人足寄場を運営する経費を節減することが、急務であつた天保九年当時において、新たな対象者を加えることは、不可能である。

結局、元栄の上申書に示された案は採用されることなく終わった。とはいへ、人足寄場に示された一つの可能性という点からも、興味深いものである。農業に従事できぬような者たちは、帰国させても無駄であろうから、江戸で人足寄場の管轄下で、監督者の元で労働をさせようというのは、一つの発想の転換である。さらに、対象者を武家や町方で労働させることは、出所間近な収容者を人足寄場の外で労働させる、いわゆる「外遣」の効果⁽²⁾と共に通する点があり、名案ともいえる。

幻の案となつた上申書ではあるが、当時の一地方官が、徒罪を如何なるものと認識していたのか、さらには旧里帰農の代替策として、徒罪を人足寄場に何如に応用しようと考えたのかということを示す、貴重な史料といえよう。

(1) 丸山忠綱「加役方人足寄場について」九頁(『法政史学』第七号、昭和三十年)。当論文は、後に『丸山忠綱

遺稿—加役方人足寄場について—』(丸山忠綱先生追悼集刊行会、昭和五十六年)に収録された。

(2) 瀧川政次郎『長谷川平蔵—その生涯と人足寄場—』

(中公文庫、中央公論社、平成六年、なお、当著作は、昭和五十年に朝日新聞社から刊行されたものの復刊である)一二三一～二頁に、「外遣」の機会を与えることにより、一般人と接觸して、出所後の奉公先を見つける場合が少なくなかったという。元栄案の場合も、対象者を武家・町方の希望者に奉公させることにより、これを機会として就労期間後に雇用されるチャンスが期待できた。

付録—寺西元栄の旧里帰農に関する上申書—

〔翻刻〕

凡例

一 この史料は、国立国会図書館が所蔵する旧幕府引継書「市中取締類集」旧里帰農之部から、西国筋郡代寺西元栄の上申書を翻刻するものである。

一 翻刻にあたっては、原文に読点・並列点を施した。

一 朱筆の部分は、その箇所を「　」で示し、その旨を注記した。

一 翻刻者が補つたり、訂正を施した部分は、「　」をもつて示した。

市中取締類集

旧里帰農之部 一

向方取扱

御代官申上候帰農一件

「折上江懸紙」(朱筆)

〔三〕(朱筆)

寺西藏太差出候書付

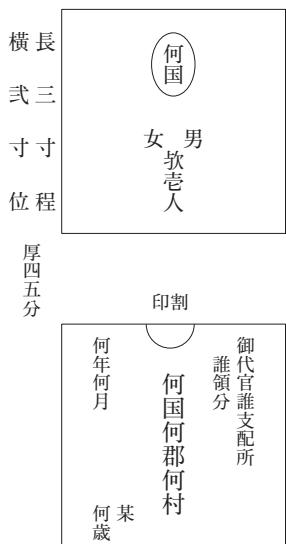
戸籍之儀二付、愚存書

西国筋郡代
寺西藏太

諸国人別之儀、追年相増候得とも、國柄^ニより享保之頃^ニ見合候得者、過半人數減少いたし候場所も有之、

御府内人別、次第二相増候得共、多分者他国生之ものニ付、寛政以来御入用をも不被為厭帰業之儀、厚く御世話有之候得共、免角近国之内^ニも人數減少荒地多く場所も有之、御府内之人別次第二相増候^ニ付而者、生物

寡く食者多く相成候故、自然与凶年之御救等も莫太之事一致、往々御世話行届兼可申哉難計事^ニ付、戸籍之儀、得与評儀致し可申上旨、越前守殿御沙汰も有之候間、在々人別増方・御府内人別減方取締見込之處、無覆藏取調、銘々印封を以早々可申聞候事、右之通、此度被仰渡、慎而承知仕候、都鄙戸籍増減之意及兼候儀^与奉存候得共、厚く御趣意を以被仰渡候儀、実^ニ不容易候处置^ニ而、殊當時之世體申候、以愚左^ニ申上候、此儀、何れ^ニも厳重之御制法を被立候^ニ外有之間敷候、其嚴重^ニ被行候ハ、自然行届候儀も可有御座候、其厳制^与申候者、国々之百姓共他出之節者、其所之村役人江届、村役人^ヲ御料・私領、夫々役場^江申立、役場^ヲ他行免許之鑑札相渡可申、右鑑札所持不仕ものとも、何方^ニ而も不差置御規定之旨、改而諸国一統被仰渡、扱又、江戸表^ニ而者、店借者勿論奉公人召抱候節、其所之家主共致吟味、右鑑札所持不仕もの者、請人^ニ不相立、尤、召抱不申様、是又可被仰出、右他行鑑札者、国々御料・私領共、兼而相定置、



表

其手本を三枚宛町奉行所江差出、町奉行所令町年寄江
壱枚、肝煎名主江壱枚相渡、他国もの江戸住居并奉公
稼とも、右鑑札引合相改候様ニ相成候ハヽ、猥ニ江戸
表江足を込候もの有之間敷、且、左様ニ相成候ハヽ、
不頼之欠落もの等、店借奉公人等ニ無之、家主并其主
人ニ而も安心之儀与奉存候、右鑑札之儀者、役人之存
寄次第ニ被仰付候共、又者便利宜様雛形手本御渡御座
候而、諸国一樣之形ニ仕立候共、御取極次第之儀与奉
存候、何国々之文字者、焼印之方可然、左候ハヽ、預
ケ置候處ニ而、六十六三分置候ハヽ、改引合候節、便
利ニ可有之候、試ニ鑑札雛形左ニ相記申候

右鑑札者、男女共必壱人壱枚ニ限り可申、尤、公事出
入、或者江戸見物等ニ而罷出、際限有之候もの者持參ニ
不及、渡世之ため罷出候もの者持參仕、改を受、店借
いたし候共、奉公稼いたし候共、可仕奉公之もの者、
右鑑札受入方江差出、受入令町役人江差出、改相済候
ハヽ、其主人預置、暇遣候節、当人江相渡可申、病死、
或者欠落等之節者、町役人江差出、夫令町奉行江取上、
其在所々々江戸役人江差戻可申、但、壱ヶ年限ニ取
調可申候様ニ相成候ハヽ、其在所々々ニ而他出願之節、
其訛相糾候事故、江戸江出候程之人數慥ニ相分可申候、
猶、一段手重く仕候ニ者、江戸江出稼之もの承届候、
度々在所役人令町奉行所江相達、鑑札相渡候員數人頭
書出候様仕候ハヽ、別而嚴重ニ相成可申、何れ法令如
何ニモ、手重ニ而、諸国江其趣相聞候様可仕、左候ハヽ、
右を承およひ、以来容易ニ江戸稼難相成与心得、自然
与出府之もの無之様ニ相成可申候、又是迄、他国令江
戸江出居候もの減方者、別箇條を以、末ニ申上候

一右之通之御定ニ相成候ハヽ、只々近年之江戸江稼ニ罷
出候もの迷惑可仕、且江戸表ニ而も商壳躰ニ而、田舎

ものニ無之候而も差支候儀も可有之候得者、越後・信濃等之雪国ニ而、冬分在所ニ而渡世不相成ものとも、壹季・半季之稼ニ罷出候もの者、是迄之通御用捨有之候方、相方之為ニ可有御座、其外人數多之國々ニ而、手餘荒地之憂ひ無之國々者、制外ニ而茂可然候、併、壹季・半季奉公之外、店借并重年奉公者、決而不相成様御規定可有之、其外上方筋之國々茂、右ニ准し可申哉、別而、中國・西国筋ニ至候而者、手餘荒地等も少く人別相応ニ而、殊、當時私支配仕居候西国者、高拾壹万七千石余ニ而有之、寛政元酉年与差引八千四百人余相増候位之土地ニ御座候間、近国も右ニ准し可申、殊、江戸表江者、海陸数百里を隔候間罷出候ものも、至而稀ニ可有之候間、強而御制度ニも及び申間敷候、多分ニ荒地有之候下野・下総・常陸・陸奥、其外右ニ准し人別不足之國々者、別段嚴重ニ取極、前文ニ申上候鑑札渡方ニ依而、御料・私領一統取締之取計方、急度被仰出、右国々之ものとも鑑札取持不仕候ハ、江戸者勿論、其地之城下・市中々に而も、決而差置不申様御法令相立候ハ、銘々本国ニ罷在候々外者無之

儀而奉存候

一右之法令ニ而、荒地有之候国々之百姓、他出不仕様相成可申候得共、元来、下野・常陸・下総・陸奥等之極困窮所者、実躰堅固ニ農業出精仕候百姓ニ而も相続甚六ヶ敷事共ニ御座候、其故者、亡父重次郎以来、陸奥国支配中四十年余、能々相様シ候処、極貧村ニ致候而者、壹反ニ付、漸米七八年ならで者取上リ不申様之薄地ニ御坐候間、如何ニも難渋ニ而、壹人之精力大躰程之有之候ものニ御座候処、近年之如く、年々違作ニ御坐候而者、自然与離散人多く、亡前^所ニも相成申候、是等者逆も尋、常々取計方ニ而者立直申間敷、格別之取計ニ無之候而者立直候申間敷候、格別之取計与申候者、人氣之得失ニ御座候、其訛者、奥州之内、伊達・信夫兩郡者、御料・私領共取箇之定法半分者、米半分者永取ニ御座候、右永取之分者、七石代ニ御座候、金壱両に付、米七石替与申者、餘り用捨過候様ニ御座候得共、子細有之事ニ御座候、此儀、寛永之始頃、上杉領之節、右両郡とも乱世之跡ニ而人民至而寡く、荒地夥敷、種々世話致し候得共、人別人別相増不申候処、上杉家役人

之内ニ高才之もの有之、右七石代与申法を立候、以来追々人勢宜く相成、他国之もの茂次第二入込、田畠開発いたし、殊ニ蚕桑ニ宜敷土地ニ而、當時ニ至候而者、奥州第一金錢融通宜キ土地ニ相成申候、右之通、土地人勢立直候故、追年地方功者之もの共工夫を以、四一高式者七百文出目式升口米など、申、余国ニ無之仕法を立、心氣ニも不障租税取立之工夫有之、右等を以、平均候得者三石五升代位ニ当、七石代与申候者、全名目已而ニ御坐候、右之通、人勢さへ相整申候得者、収納筋者如何様ニも相成申候、左候得者、困窮所を取直し候二者、取箇之懸引可有之事与奉存候、年貢与申もの、能々人情ニ倣し候もの与相見江、拝借手当等多分之金子相渡候而も、左程難有とも不存候得とも、御取箇者纔壹升歟式升引遣候而も、大小之百姓妻子ニ至迄、殊之外難有埒悦伏仕候ものニ御座候、此儀者、諸國一般之通、情ニ御座候得者、貧村困窮所江人數を相増、荒地を起返させ候二者、御取箇之懸引ニ迫り可申儀与奉存候、外ニ者嚴法を以、他国を止め、内ニ者御仁究を以、御取箇御用捨御座候得者、荒地者自然与起返可

申候
神祖、駿州・甲州并関東御打入之筋之法令者、先領主之定置候箇條通ニ而仕、併、年貢者以前より軽く取候様ニ与被仰渡候事、是、

御子孫、萬々歳御繁榮、御代長久之御神慮、御□福与乍恐奉存候、御年貢一条者非常之上之非常ニ而、殊當時之私御役ニ取候而者、別而恐入候次第ニ御坐候得共、愚案ニハ左も無之候而者、困窮所復古之期者、逐ニ有之間敷与奉存候

一江戸表之人數、前文之如く御仕法相立候ハ、向後他國々出候もの者相減可申候得共、是迄他国々出居候もの無故帰国仕候様ニも相成申間敷、且又、越後・信濃等、本国雪中者稼無之故、渡世ニ罷出、雪消候得者立帰候而、本業を相勤候ものとも者、貞之良民ニ御座候得共、飢餓等之節、公儀之厄介ニ相成候ものニ者決而無之、其餘他国々江戸江罷出居候もの者、多分生質隋弱ニ而農業を嫌ひ、他国仕候故如何程御仁惠御手当被成下候而、本国江御差戻ニ相成候而も、素々農業を嫌ひ、辛抱甲斐なき不頼もの故、帰国仕候得者、却而本

國之厄介ニ相成故、左ニ而も被疎候故、永住不相成、又々いつとなく立去候儀ニ而、隋弱ニ過、且本所を立出候もの者、近も百姓ニ者相成兼候ものニ御座候、此義者亡父重治郎、奥州支配之節、品々丹誠仕数人相様し、其得失相弁候儀ニ御座候間、帰業一条者、誰申上候而も容易ニ御取上無之方与奉存候、寛政之度、厚き御世話に而帰業被仰付候得とも、其詮無之者、前文之次第故ニ御座候、又其後、脇往還筋其外隠し売女躰之もの被召捕、人別少キ困窮村々江御引渡御坐候處、是又幼少ヲ不顧之奉公筋ニ而、遊隋ニ生立候もの共故、百姓之女房ニ遣候而も、辛抱仕候もの壱人も無之、却而近隣若者共之風俗惡敷相成、終ニ者相手を透引、欠落いたし、重次郎支配所江も凡百人余御引渡相成候得共、壱人も落着候もの無御座、却而良民を減候儀も有之、以手之外之儀とも出来申候間、萬一向後、右様之もの御座候共、在方江御引渡之儀者、是又決而御無用ニ奉存候、此段席を以申上置候、右之通ニ而、一旦帰業を迫候もの共者、多分百姓ニ者相成兼候ものニ御座候而、ケ様之類者、其生質ニ応し候御處置被成下候外者、

有御座間敷候、其御處置者、人足寄場之仕法を猶おしひろめ、海外之国々ニ而徒罪与名付、土木之事、其外出候之夫役ニ召仕候如く、江戸當時市中之戸籍を改戸籍者年々町方ニ而取調名主・家主江差出候人別宗門帳ニ而、他國々罷出居候もの、明細ニ相分リ申候、併、店借之もの者、何年以上江戸居住之もの者、生國紛失儀、主人并当人才覚ニ而本国江罷も可有之、是者別段吟味可仕候、主人并当人才覚ニ而本国江罷帰度もの者、勝手次第帰農為仕、故障申立候もの者、人足寄場江召聚寄場毫ヶ所ニ而行届不申候ハ、別段場所江戸居住之役人も右ニ准し可申候、武家之中間・小ものニ御割渡有之、壱ヶ年宛行、何程与相定、寄場奉行江受取、当人とも江者湯銭・小遣而已相渡、三年・五年与年季を相定召仕ひ、譜代同様ニ相成候もの者、主人々々之願次第三ニ而被下之、不奉公ニ而難召仕段申立候ハ、寄場江引取、是迄寄場仕法之通、夫々手職・手業、或ひ者往来之普請夫役ニ召仕、日用ニ雇度旨申出候ハ、武家・町家ニ不限、凡諸人足者是而已召仕ひ、往々者石垣道普請ニ者、此もの共計ニ而相弁候様仕、其外大工・左官等之業も、此等ニ為仕度事ニ御座候惣者而受負普請被申事を相止申度奉存候、此左候ハ、賃錢も減し、上下之勝手ニ相成可申候、町家ニ而召仕ひ候ものも相願次第、武家同様之仕法ニ而、惣而其宛行者

寄場江請取候ハ、諸雜費者、其内々融通出来可申候、
 其余者、是迄寄場之取計方、品々規定良法有之候儀与
 奉存候、尤右二付、御年始最初、一旦混雜仕候儀も可
 有之候得共、何事も改革之儀者心得可有之事ニ御坐候、近
 追々居合候ハ、武家・町家共便利ニ相成可申候、近
 頃ニ而も、徒罪之法者、細川越中守方ニ而行ひ候処、追々
 居合上下之為ニ相成候趣ニ御座候、是者、銀台雜話、
 肥後物語与外題仕候写本ニ、其政事を認有之、寛政之
 前後、堀平太左衛門与申ものを擧用いたし、追々家老
 ニ取立、政事を任せ候より、肥後一国之仕置行届、天
 明之凶歳にも、品々之善政有之、上下之質素ニ而国用
 も無差支趣、兼而奥州ニ罷在候節合承およひ居候間、
 去秋、当地江引越候以来、隣国之儀故、追々承糺し候
 処、如何ニも別段之政事ニ而、國中静謐ニ治り、豊饒
 充実之様子無相違相聞江申候、徒罪之儀、其外式書之
 内ニ者、御取用ニ相成候儀とも、可有之奉存候

一出家之儀、餘國者委敷不奉存、奥羽之近辺近年風儀甚
 不宜、其中ニ者以之外成惡僧も交居申候、何卒、古代
 之如く、度牒無之もの者、出家不相成様仕度儀ニ奉存

候、左も無之候而者、勝手次第ニ出家仕候間、生物寡
 く食候者多く相成、國家之御不益無際限基ニ御座候、
 其外彈左衛門・松右衛門等迄、夫々法令を被成下、向
 後猥成儀無之様仕度奉存候、御府内ニ罷在候ケ様之
 もの共迄、追々風儀悪敷、町々見世先ニ立塞リ、商売
 之妨を致し候間、町人とも仕切与唱江、頭々江付届仕
 候由ニ候得とも、頭々合其下々江者行届不申儀茂御座
 候哉、日々町方江出、ねたり歩行、惡口ケ間敷事も御
 座候間、無拠式重ニ施行仕候様ニ相成、迷惑至極之儀
 ニ御座候、且、飢餓等之節者、第一

公儀之御厄介ニ相成申候、是等も平日際限を立候而、
 人数相増不申様仕度奉存候、又露命をつなぎ候程之業
 は、何ケ可有之事ニ御座候間、頭とも合下知制度致し、
 猥ニものもらいニ不出様仕度儀ニ御坐候、又、彼等之
 中ニも身分不相応之奢ヲ仕候もの茂御坐候由、是等者
 別而不埒至極之儀ニ付、嚴敷制度仕度儀与奉存候

一前文ニ申上候困窮之国々取直し方茂、亦江戸表之戸籍
 を減候も、何れ尋常之御處置ニ無御坐候間、逆も尋常

之御取計二而者行届申間敷、格別之御取計ニ無御坐候而者、御取締付申間敷候、元来 御府内之戸籍、當時之夥敷相成候者、戸籍際限之御法令無之故ニ御坐候、右際限之御法限無之与申者、寛永之頃迄者

戸籍、當時之半分ニ致リ不申右半減位与奉存候者江戸古絵図段々並江相考候得者其広狭、天下之御膝元とも不見形ニ付、其頃之多少被察申候、

尊慮三而、何卒江戸市中繁昌ニ成候様ニ与御沙汰も御坐

候由、右故、諸国之商人共勝手次第二見世店を開キ、

戯場遊里至迄、御曲輪近所ニ而地面を被下、其外都而

右ニ准し、御趣意通、追々繁昌ニ相成次第ニ增長仕候故、其後、場所御引替ニ相成候も有之、其外御制度も御坐候得とも、年を積候ニ従ひ

御膝元之儀故、繁花ニ繁花を重ね、治年流行ニ遊び、

町家之もの共俗智之甲乙ニよつて我勝ニ時好を考へ、

銘々利を射候事而已専分ニ相成候故、聊之才覚有之候

ものも、不埒ニ身を起シ、分限にも相成候故、諸国

ニ而も追々承伝ヘ、江戸江さへ出候得者、渡世ニ相成候

事与心得、年々月々江戸ヘ／＼与出候様ニ相成、當時

ニ而者立錐之地も無之、表店・裏店軒々軒を伝ひ候様

ニ相成、度々之出火延焼數町ニ及び、其災害無年人民相増候ニ隨ひ、諸品茂次第々々ニ高直相成、繁栄却而憂患之基ひニ相成候処、此度 御府内戸籍減方之御處置可有之与の儀、誠後栄之御仁惠、此上も無之儀与、

恐悦難有次第ニ奉存候、先差当リ、御府内之戸籍を可被減ニ者、市中之町割与家作与可有之候、尤、無異之所を俄ニ割替被仰出候而者、銘々迷惑可仕候間、先近

年之火災ニ而仮普請之もの多く相見候間、彼等向後本

普請仕候ハ、手之届候もの者、土蔵造ニ可仕、手之

不及もの者、塗家瓦葺ニ可仕、右両様之外、御制禁之

旨可被仰出候塗家与申候者外通り江柱垂木を不顯、一面塗籠家作ニ御座候

右之通ニ而、下町・山手場所之甲乙ニ応し、街巷道中者是迄之一倍ニ

いたし、壱町内ニ小間何間之家何軒与相定、裏店も右

准し、其大数を定可申、尤塗家者、裏店逆茂同様ニ可

有之候、如此相成候ハ、戸籍次第ニ相減し、且小火

者有之候共、大火者決而有之間敷候、併、左様ニ相成

候ハ、是迄之見分与違ひ、如何ニも不調法成家並ニ

相成、見分悪敷相成可申候得とも、右不調法成所、永

続安全之類にて、戸籍者抜群相減可申、是迄々者、萬

年不自由ニも相成可申候得とも、其不自由不調法成者、律儀質朴之基ニ御坐候、何卒江戸之風儀を質朴之人者田風ニ仕度儀与奉存候風を移し、俗を変候儀如何ニも難き事ニ御坐候得共、

上之被為好候所者、自然与下ニおよひ候ハ、水之下流之如クニ御座候間御法令さへ立候ハ、年月ニ隨ひ改り可申候、難き事与て相捨置候而者改リ候期者有之間敷候、異国之中ニ者一軒焼之自火者有之候得とも、類焼与申事者決而無之、家作之國も御坐候由、漂流之水主とも承り候儀も御坐候、如何ニも羨敷事ニ御坐候、武家者供立之立流を不好、町家者見世店之莊飾を不仕様ニ相成候ハ、自然与戸籍者減し、諸価も軽く相成可申候、當時之如クニ而者、形容ニ而已抱り候間、上下之困窮弥増ニ相成申候、其中ニも第一町々裏店住居之下賤之ものを減度事ニ御坐候、其子細者此裏店与申もの、壱ヶ月ニ纔ニ三・四百文位ニ而店借相成候故、今日遠國乃出候ものも、直ニ借受、又者近所ニ而不埒を仕候ものも、隣町江引移住居仕、夫等之商売躰与申者、冬季之大福餅、暑中之冷水壳、又キモノ壳与唱ヘ、

一街巷之割替者、分限物持共之沽券ニ響キ、徒罪之新法者、下賤之者江情不叶、若も新令被仰出候ハ、其当座如何ニ茂喧敷事共も可有之候得とも、奢侈を押ヘ、質素を示し候正道ニ御坐候得者、年月を積、実意ニ取計候ハ、自然与伏從可仕儀与奉存候、前文之条々、

正月之削懸、七月之色紙短冊、倡日用之品与申も、刻牛房、冬瓜之裁杯、余りニ自由を成過候故、上下之遊惰ニ相成申候者ゆつり懸与申候者、私幼年之頃迄者、柳々与申候而、柳之枝を壳步行候を求め、夫々銘々手前ニ而削リ候事ニ御座候、七夕之色紙・短冊之裁壳、其外右等之類、悉く近年之風俗ニ而候、是等之儀、無一細之様ニ而、且勝手ニ相見へ候得とも、奢侈之增長ニ而、第一諸国之不賴・隋弱もの、御府内ニ足を止め候階梯ニ御坐候、翫具・女莊高価之品々者暫差置、合巻与か唱へ候草双紙、小兒手遊之類、其中ニも甚敷者、富之札壳借馬ニ乘候而、御話シ者四文与壳、歩行或者其最寄ニも無之場所江、見世店を構へ商ひ候儀、如何ニも恐入候事ともニ御坐候得共、是等之類、此後增長不仕様仕度儀与奉存候

誠二管見愚按、御舉用ニ可相成儀与者不奉存候得共、
 厚御趣意ニ而、愚存之趣無覆藏申上候様ニとの儀ニ付、
 不顧恐赤心有之俟申上候、唯々極意之所者、儉素之ニ
 字退リ候儀与奉存候、以上

〔朱筆〕
 天保九年 戊五月

西国筋郡代
寺西蔵太